

【資料1】 令和7年第2回定例会 個人質問資料 無所属：工藤 篤

令和6年6月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官（抜粋）  
令和5年（行ウ）第2号 公文書一部非公開処分取消請求事件（抜粋）  
口頭弁論終結日 令和6年3月26日

主 文

- 1 処分行政庁が令和5年6月3日付けで原告に対してした別紙1（注：平成28年9月28日発行不動産鑑定評価書：森鑑第1786号他2件）の公文書を非公開とした決定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、処分行政庁に対して、函館市情報公開条例（以下「本条例」という。）に基づき、被告が所有していた不動産（旧ロシア領事館の建物及び敷地である。以下「本件不動産」という。）の売却に関して作成された別紙1記載の各公文書（以下併せて「本件公文書」という。）の公開請求をしたところ、処分行政庁が全部非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行ったことから、本件処分の取消しを求める事案である。

4 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

本件の争点は次のとおりであり、これに対する当事者の主張の要旨は別紙3のとおりである。

- (1) 本件公文書に本条例7条1号に該当する情報が記載されているか否か（本条例7条1号該当性）（争点1）
- (2) 本件公文書に本条例7条3号に該当する情報が記載されているか否か（本条例7条3号該当性）（争点2）
- (3) 本件公文書の公開につき「公益上特に必要がある」と認められるか否か（本条例9条該当性）（争点3）

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（各掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められることができる。

(1) 本件公文書作成の経緯等

ア 被告は、本件不動産の民間活用を検討する際の資料とするため、平成28年7月

28日頃、本件不動産の不動産鑑定評価書の作成を有限会社森元不動産鑑定事務所（以下「森元事務所」という。）に依頼した（甲2）。

イ 森元事務所は、平成28年9月28日頃、被告に対し、本件不動産の鑑定意見書（別紙1記載1の公文書）を提出した。被告の供覧決裁用紙に記載された同鑑定書概要は、本件不動産を総額4745万円と評価するものであった。（甲19）

エ 被告は、令和元年12月12日頃、森元事務所に対し、前記イの鑑定意見書に係る平成28年9月1日から令和元年12月1日までの本件不動産の価格変動に関する意見書の提出を依頼した（甲3）。

オ 森元事務所は、令和2年1月7日頃、被告に対し、前記エの依頼に基づいて作成した本件不動産の不動産価格変動意見書（別紙1記載2の公文書）を提出した。なお、被告の供覧決裁用紙に同不動産価格変動意見書の概要は記載されていない（甲4）。

キ 森元事務所は、令和2年10月8日頃、被告に対して、前記カの依頼に基づいて作成された本件不動産の不動産価格変動意見書（別紙1記載3の公文書）を提出した。その内容は、本件不動産を総額2380万円と評価するものであった（甲6）。

ク 被告は、令和3年3月1日、契約候補事業者に決定した株式会社ソヴリンに対して、再売買の予約や用途の指定等様々な条件を付した上で、本件不動産を3000万円で売却した（甲22）。

## (2) 本件不動産の固定資産評価額

本件不動産の固定資産税の仮評価額は、平成27年度は土地部分6938万9620円、建物部分が339万7462円とされ、平成31年度は土地部分6820万5117円、建物部分は平成27年度と同額であった（甲20、23）。

## 2 争点1（本条例7条1号該当事由性）について

- (1) 被告は、本件公文書の著作者である森元が、令和3年9月29日の時点で、その全部非公開を希望しており、公開に同意したものとみなすことができない以上、適用除外規定（著作権法18条4項5号）を検討するまでもなく、処分行政庁が本件公文書を公開することは公表権（同条1項）に違反するため、本件公文書記載の情報は「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」

(本条例7条1号) に該当する旨主張する。

- (2) (略) しかし、著作権法18条4項5号は「情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第7条の規定に相当するもの」により公開する場合には公表権(同条1項)は適用されない旨を定めており、本条例においてこれを相当する9条は、非公開情報が記録されている場合であっても公益上特に必要があると認めるときは公開する(裁量的公開)ものとしている。本条例9条も、本条例7条1号に該当する情報を裁量的公開の対象外としているが、その趣旨は、実施機関の裁量で非公開事由の存在する公文書を公開できるとしても、法令等によって公開が禁止されている公文書を実施機関が公開することはその裁量の範囲外であって許されないことを注意的に規定したものと解される(乙3)。そして、本条例7条1号は、非公開情報として、「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」と規定している。

以上のおり、著作権法には公表権に適用除外規定が定められているところ、前記の諸規定を本件に形式的に適用すると、本条例9条が「第7条第1号に該当する情報を除く」としていることから、裁量的公開の対象外となる公文書か否かを判断するためには本条例7条1号の該当性の判断が必要となり、本条例7条1号該当性を判断するためには、著作権法18条4項5号の適用除外があるか否か、すなわち、本条例9条の裁量的公開の可否の判断をする必要があることになり、法の適用が循環することになりかねない。そうすると、本条例と著作権法との関係を整合的に捉え、また、前記循環を避けるためには、公表権に前記適用除外規定がある以上は「法令または他の条例の規定により…公開することができない」ことが「明らか」ではない(本条例7条1号)、あるいは、本条例9条の「公益上特に必要」があるか否かを判断せずに公表権違反を理由に同条括弧書を適用することは許されないと解するのが相当である(なお、このような解釈は前記本条例9条の趣旨と矛盾するものではないし、また、被告は、裁判所が本条例9条括弧書の適用がないとすることは同条を無効とするもので、司法権の範囲を超えている旨主張するが、上記は著作権法と本条例を整合的に解釈したことの帰結であって、司法権の範囲内であることは明らかである。)

- (3) したがって、本件公文書を公開することが公表権を侵害するために本条例7条1号の非公開事由に該当するというためには、少なくとも「公益上特に必要があると認めるとき」(本条例9条)に該当しないと認められる必要があると解すべきであるところ、後記3のとおり、「公益上特に必要がある」場合に該当するから、被告の主張は採用できない。

3 争点3(本件公文書の公開につき「公益上特に必要がある」と認められるか否か)について

イ これを本件についてみるに、本件公文書は、被告が本件不動産の売却価格を決定する際に考慮された文書であり、被告による本件不動産の売却が適正に行われたか否かの検証に資するものといえる。

本件不動産については、平成27年度と平成31年度とで固定資産税の仮評価額がほぼ変動していない一方、本件公文書による同各時点の不動産鑑定評価額は著しく下落し、同不動産鑑定評価額に近似した価格での売却が行われており、当時の被告市長からも「価格はいくらぐらいになるか？協力してくれるなら無償でもいいくらいだが。」との発言があったこと等から、被告市民の一部から売却価格及び売却価格決定の過程の適正性に疑義を呈される事態になっていることを踏まえると、本件公文書の公開によって達成される公益は重要であるというべきである。

他方で、非公開情報の規定により保護される利益は、森元の公表権及び競争上若しくは事業運営上の地位であるが、公表権に関しては、対象不動産自体やその上の権利の価格等を客観的に評価するという機能が重視される実用性の高いものであり、とりわけ不動産鑑定書については記載すべき事項が鑑定評価基準に定められていること等からすると、本件公文書に著作者である森元 の思想等が強く創作的に表現されているものとはいいい難いから、著作者の人格権として捉えられる本件公文書の公表権を保護する必要性が高いとは認められない。そして、競争上若しくは事業運営上の地位に関しては、森元は、函館地方裁判所の借地非訟事件における鑑定委員候補者を務めているとはいえ、高齢で既に不動産鑑定士の登録を抹消して廃業してから約3年が経過していること（前提事実(1)イ）、再度不動産鑑定士として稼働する 具体的事情をうかがわせる証拠はないこと、森元自身、このような懸念から本件公文書の非公開を希望したものではない（「高度な個人情報を含む」ことを理由としている〔甲8〕）こと等からすると、将来的なものも含め、本件公文書の公開により競争上又は事業運営上の地位を害される可能性が具体的に認められるとはいえない。

ウ 以上より、本件公文書の公開によって、市民の知る権利や地方公共団体による市有財産売却の適正性の検証等といった重要な公益が達成されるのに対し、本件公文書によって保護されるのは、保護の必要性が強いとは認められない公表権及び森元の競争上若しくは事業運営上の地位は抽象的な私益であるから、公開によって達成される公益は著作者個人の権利権益を明らかに上回っているといえる。そうすると、本条例9条が、実施機関の高度の行政的判断により公開することを定めたもので、公開に関して被告に広範な裁量があることを踏まえてもなお、本件公文書の公開について「公益上特に必要がある」場合に該当すると認められる。

(2) この点につき、被告は、(略) ④本件不動産に関する新聞記事はその売却価格では

なく、その歴史的・文化的価値を保存するための管理方法に関して報じたものがほとんどであるから、被告市民の関心事ではないし、本件不動産の売買代金の適正性を判断するための資料として重要ではないから、「特に公益上必要がある」とはいえない旨主張する。

しかし、④については、新聞報道の内容が必ずしも売却価格それ自体に注目したものでなかったとしても、本件不動産に関する報道が多数報道されていること自体、本件不動産の管理・処分に関する被告住民の関心の高さをうかがわせるし、真に本件不動産の売買代金の適正性を判断するための資料として重要であるか否かは、本件公文書の公開を受けた後に公開請求者が判断すべきことであるから、被告の主張は採用できない。

#### 4 争点2（本条例7条3号該当事由が存在するか否か）について

(1) 被告は、本件公文書は本条例7条3号に該当する旨主張するが、森元不動産鑑定士が再び不動産鑑定士として稼働する可能性は抽象的なものに過ぎず、競争上多大な不利益を被るとは認められないことは前記3に認定説示のとおりである。

(2) したがって、被告の主張は採用できない。

#### 第4 結論

よって、本件処分は違法なものであって取り消されるべきであるから、主文のとおり判決する。

以下、判決書に記載されている、函館市情報公開条例および『著作権法』を抜粋。

〔函館市情報公開条例〕⇒本条例

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(2) 法人その他の団体(中略)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(以下、略)

(3) 法人その他の団体(中略)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上ま

たは事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(以下、略)

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第13条 公開請求にかかる公文書に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外のもの(中略)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

〔著作権法〕

(著作物の例示)

第10条 この法律のいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

(公表権)

第18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

3 著作者は、次の各号の掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合(開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。)・・・

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第7条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

※行政機関情報公開法第7条

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(中略)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に

対し、当該行政文書を開示することができる。

前記の「函館市情報公開条例」第9条を再掲

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開するものとする。